



阿倍野区マスコットキャラクター
あべのん

主な手続き窓口のご案内

結婚した場合

阿倍野区役所（代表電話）
電話 06-6622-9986

お気軽に職員に声をおかけください

婚姻届 → **1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口**
(6622-9961)

※ 氏が変わる方は、お住まいの役所で個人番号カード（住基カードをお持ちの方は住基カード）の氏変更の手続きをしてください。

- 新しい住所が阿倍野区になる方（市外から転入、他区からの転入、阿倍野区内での転居） → **転入・転居の届出**
- 世帯構成が変わる方（阿倍野区にお住まいの方・住所がある方） → **転入・転居の届出**
- 阿倍野区から大阪市内に住所を変更する方 → **転出の届出**
- ※ 阿倍野区から他区へ住所異動された方は、直接お住まいになった区の区役所で転入届を提出してください。（阿倍野区役所での届出は必要ありません）
- 印鑑登録をしていて氏が変わる方 → **印鑑登録証の返却**
- ※ 氏ではなく名前の印鑑で登録している方は、続けて使用できます。

1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口
(6622-9963)

◎ 介護保険のこと

- 介護保険証をお持ちの方 → **介護保険証の返却**
- ※ 氏名の変更が無い場合は、返却不要です。

1階 6番 介護保険担当窓口
(6622-9859)

◎ その他暮らしのこと

- 医療従事者関係免許証（医師、看護師など）をお持ちの方 → **氏名・本籍変更の届出** → **1階 4番 地域保健担当窓口**
(6622-9882)
- 犬を飼っている方 → **登録変更の届出** → **1階 5番 地域保健担当窓口**
(6622-9973)

他の行政機関・公共的機関

※あらかじめ電話などで確認してください。

- 阿倍野区内に土地・家屋を所有している方 → **土地・家屋の登記名義人変更の届出** → **大阪法務局天王寺出張所**
(6772-2535) 天王寺区六万休町1-27
- ※ 他の市区町村に土地・家屋を所有している方は、所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください
- 運転免許証をお持ちの方 → **氏名・本籍変更の届出** → **阿倍野警察署** (6653-1234) 阿倍野区阿倍野筋5-13-5
- 軽自動車をお持ちの方 → **自動車検査証（車検証）の氏名変更の届出** → **軽自動車検査協会大阪主管事務所**
(050-3816-1840) 住之江区南港東3-4-62
- 126cc～250ccのバイクをお持ちの方 → **軽自動車届出済証の氏名変更の届出** → **なにわ自動車検査登録事務所**
(050-5540-2059) 住之江区南港東3-1-14
- 251cc以上のバイクをお持ちの方 → **自動車検査証（車検証）の氏名変更の届出**
- 普通自動車をお持ちの方 → **自動車税の氏名変更の届出**（車検証の変更をしていけば不要） → **自動車税コールセンター** (0570-020-156) ※ホームページから手続きができます
- パスポートをお持ちの方（パスポートセンター） → **氏名・本籍変更の届出** → **大阪府パスポートセンター** (6944-6626) 中央区大手前3-1-43（大阪府庁新別館南館）
- 電気 → **契約者変更・支払金融機関変更の届出** → **ご契約の電力会社にご確認ください。**
- 水道 → **契約者変更・支払金融機関変更の届出** → **水道局お客さまセンター** (6458-1132)
- ガス → **契約者変更・支払金融機関変更の届出** → **ご契約のガス会社にご確認ください。**
- 電話をお持ちの方 → **契約者変更・支払金融機関変更の届出** → **ご加入の事業者にご確認ください。**
- 郵便局 → **受取人変更の届出**（ホームページまたは転居届のハガキを利用） → **郵便局**におたずねください。
- 金融機関・郵便局（通帳・簡易保険等をお持ちの方） → **通帳・簡易保険等の氏名変更の届出** → **金融機関・郵便局**におたずねください。

令和2年10月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご了承ください。 作成：阿倍野区役所

◎ 保険・年金のこと

- 国民健康保険を喪失する方
(多い事例：配偶者が加入の健康保険・共済組合の扶養家族となる場合)
- 国民健康保険に引き続き加入する方
- 新たに国民健康保険に加入される方
(多い事例：親の扶養家族ではなくなり、新たに国保に加入する場合)

脱退の届出

保険証の差し替えをご希望の場合

資格取得の届出

※この他、配偶者の方が加入している健康保険によって、手続先や手続き内容が異なります。

- 年金の加入種別が変わる方
(多い事例：厚生年金・共済組合に加入の配偶者の扶養家族となる場合)

配偶者のお勤めの会社に届出をしてください

- 年金を受給している方

氏名等変更の届出

2階 24番
保険年金担当窓口
(6622-9956)

天王寺年金事務所
天王寺区悲田院町7-6
(6772-7531)

◎ 保健・福祉のこと

● 障がい・難病等のある方

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療等)をお持ちの方
- 障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方
- 重度障がい者医療費助成の医療証をお持ちの方
- 心身障がい者扶養共済制度に加入している方

氏名変更の届出

- 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方

氏名等(場合によっては生計中心者)の変更の届出

- 小児慢性特定疾病の医療給付を受けている方

給付内容変更の届出

- 養育医療給付、自立支援医療(育成)、子ども難病医療給付を受けておられる方

氏名変更の届出

- 公害手帳をお持ちの方
- 結核患者の方
- 肝炎治療医療費助成受給者証をお持ちの方

1階 2番
福祉担当窓口
(6622-9857)

1階 4番
地域保健担当窓口
(6622-9882)

● お子さまのいる方

- こども医療費助成の医療証をお持ちの方
- 児童手当を受けていて、氏名のみ変わる方

氏名変更等(場合によっては保護者変更)の届出

氏名・口座変更の届出

※ お子さまが0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の場合は、こども医療費助成の申請ができます。

- 児童手当を受けていて、結婚により監護および生計維持者が変わる方

受給事由消滅の届出、新規認定請求

- ひとり親家庭医療助成の医療証をお持ちの方

資格喪失による医療証の返還

- 児童扶養手当を受けている方

受給資格喪失の届出、証書の返還

- 特別児童扶養手当を受けていて、結婚により主たる生計維持者が変わる方

受給資格喪失の届出、証書の返還、新規認定請求

- 保育施設等に入所しているお子さまがいる方

氏名・保護者変更等の届出

3階 31番
子育て支援担当窓口
(6622-9865)

保育施設等または
3階 31番
子育て支援担当窓口
(6622-9865)

◎ 税金のこと

- 排気量125cc以下のバイクを持っている方
- 阿倍野区内に土地・家屋を所有している方

軽自動車税の氏名変更の届出

固定資産税・都市計画税の納税義務者氏名変更の届出

あべの市税事務所

阿倍野区旭町1-2-7-702
あべのメディックス7階
軽自動車税担当
(4396-2954)
あべのメディックス12階
固定資産税担当
土地(4396-2957)
家屋(4396-2958)

※ 大阪市に住居登録がある場合は、届出の必要はありません。

※ 他の市区町村に土地・家屋を所有している方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課にご相談ください。

- 住民税(市・府民税)を納めている方

氏名変更の手続き<特に必要なし>

住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録内容で、その登録のある市町村でかかります。

※ 住民税(市・府民税)・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は、**船場法人市税事務所** 収納納管理担当(4705-2931)へお問い合わせください。

住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階 北側